

平成 29 年度事業計画

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

わが国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果により緩やかな回復基調が続くものと期待されています。

不動産業界においては、人口減少・少子高齢化時代を迎える既存住宅流通市場の活性化は国の住宅政策の重要なテーマとなっており、若年・子育て世帯や高齢者世帯が安心して暮らせる住まいの確保を支援する民間賃貸住宅や空き家を利用した新たな制度創設のほか、既存住宅の質の向上、適正な建物評価、安心して取引できる市場環境整備を図るインスペクション(建物状況調査)や瑕疵保険の活用等を通じた取組みが進められています。平成 29 年度税制改正では、事業用資産の買換特例をはじめとする期限切れを迎える住宅や土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長、既存住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長など、各種特例制度が延長されたことは、既存住宅流通市場の活性化に結びつくと期待されています。

増加する空き家問題や住宅ストック活用型社会への方向転換、重要事項説明の I T 化、民法改正等、不動産業界をとりまく環境は、大きく変わろうとしています。この環境の変化に対応するため、関係機関との連携強化を図り、取り組むべき諸課題の調査研究、税制を含めた各種要望・提言活動を積極的に展開するとともに、会員への有益な情報発信に努めていきます。

また、本会は長年にわたり宅地建物取引士法定講習や各種法定研修会の実績を活かし、さらなる発展として試験業務の実施協力機関となるべく、業務の受託を目指し執務体制の整備等を進めてきましたが、千葉県知事の推薦により一般財団法人不動産適正取引推進機構の委託を受け、本年度から宅地建物取引士資格試験の協力機関となり、試験事務を実施することとなりました。本業務の受託により、人材の育成を通じた安全・安心な取引の推進、消費者保護に貢献するものと考えています。

本会ではこのような情勢を踏まえ、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発展に寄与することを目的に以下の事業を推進します。

指定流通機構及び不動産流通システムの整備支援に関する事業(継 1)として、宅建業法に基づいたレインズ業務の支援に努めるとともに、一般消費者へ公平・公正な不動産情報を提供す

るハトマークサイトの情報の充実と利用促進に努め、円滑な不動産流通と活性化を推進します。

国及び地方公共団体等への協力並びに提携に関する事業(継2)については、宅地建物取引業者団体として不動産関連行政等の事業の円滑な推進に協力します。

適正な宅地建物取引業の確保及び啓発に関する事業(継3)については、会員の事務所整備状況等の定期調査実施、公正競争規約の普及、宅建業法に規定された研修(法定研修)の実施、一般消費者を対象とした講習会の実施や広報業務等を通じ、安全・安心な不動産取引の普及啓発を図ります。また、宅地建物取引の適正化と事業環境の改善を図るために調査研究を行うほか、不動産流通の活性化及び国民生活の安定向上等のため、全宅連と緊密な連携により土地住宅税制・政策等の要望活動を推進します。

宅地建物取引に関する無料相談事業(継4)として、消費者からの不動産に関するさまざまな相談に応じ適正・迅速に対処し、公正な不動産取引を推進します。

継続事業以外の事業として、宅地建物取引士証の交付事務及び宅地建物取引士の資質向上並びに会員啓発に関する事業については、宅建業法に定める知事が指定する講習(法定講習)並びに宅地建物取引士証の交付事務を円滑かつ適正に行うほか、会員従業者の研修制度の普及促進により、安全な不動産取引の推進を図ります。

会員及びその従業者の事業支援並びに福利厚生に関する事業については、一般財団法人千葉宅建支援センターと連携し会員業務支援に努めるとともに会員業務に関連した提携業務及び広報業務、各種制度の運営協力等により業務を支援するほか会員の福利厚生に関する業務を実施します。

地域社会の健全な発展を支援する事業として、地域社会、地域行政等の活動に協力支援して、安全安心なまちづくりや地域の活性化に貢献するため、地域に根差した支援事業を実施します。

その他この会の目的を達成するために必要な事業として、宅地建物取引士資格試験実施協力機関として試験事務を適正かつ確実に実施するほか、会員業務に関するコンサルティング業務などの委託業務に關し的確な運営協力を行います。

この他、新規入会者の加入促進を図り協会組織の基盤強化に努めるとともに、本会の安定的かつ継続的な運営が図られるよう組織運営の整備を目指します。

以上のことを踏まえ、平成29年度の各事業について事業計画として以下のとおり策定いたしました。

1. 指定流通機構及び不動産流通システムの整備支援に関する事業（継1）

(1) 指定流通機構の支援事業

円滑な不動産流通と取引の公正を確保するため、公益財団法人東日本不動産流通機構(東日本レインズ)のサブセンターとして以下の事業を実施する。

- ① 本会より役員を派遣し、東日本レインズの運営に参画するほか、東日本レインズの構成団体の全宅連系17協会で組織する全宅連東日本地区指定流通機構協議会に参加し、他県協会と連携してレインズシステムの円滑な運用と充実等に努める。
- ② レインズへの加入促進、物件登録・成約報告の促進に努め、物件情報の精度向上を図るとともに、会員のレインズ利用をサポートし、システムの適正な運用管理を行う。また、会員のレインズ普及促進とシステムの円滑な利用等のため、レインズ利用に関する研修会を支部で適宜実施する。
- ③ レインズシステムに関係した情報について広報に掲載する等システムの円滑な運用に努める。
- ④ 消費者に対し、媒介契約制度やレインズシステム等不動産流通の基本的な知識の普及・周知に努める。

(2) 不動産流通システム整備事業

公的サイトとして一般消費者への宅地建物取引に係る公平・公正な情報開示を目的とした「全宅連統合サイト(ハトマークサイト)」の利用促進及び普及促進のため、以下の事業を実施する。

- ① ハトマークサイトがより充実した有効性の高いサイトとなるよう会員からの登録物件数の増加に努めるとともに、消費者への更なる情報開示を促進するため、広報やホームページ等を通じPRを行う。また、インターネット上の広告手法に関する検討を行う。
- ② 全宅連統合サイト運営規定に基づき、ハトマークサイトの円滑な運営と管理に努めるほか、システムの整備・利便性向上を図るため、運営団体等と業務打ち合わせ及び調査研究を行う。

[上記(1)～(2)の所管は流通委員会]

2. 国及び地方公共団体等への協力並びに提携に関する事業（継2）

(1) 公共事業用地代替地情報提供協力事業

国土交通省、千葉県、東日本高速道路㈱などから依頼される代替地情報の提供に関して、各々の協定に基づき、会員の協力を得て迅速に対応を図れるよう広報やホームページ等を活用して周知するとともに的確な物件情報を収集し、公共事業の円滑な推進に協力する。

(2) 災害時における民間賃貸住宅情報提供協力事業

災害時に被災者の入居を支援する事業として千葉県と締結した協定に基づき、災害時に

おける民間賃貸住宅の情報提供に協力していく。また、「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」及び運用基準等の策定に関係行政庁に協力する。

[上記(1)(2)の所管は流通委員会]

(3) 自治体等への協力事業

① 賃貸支援事業等に関する業務

賃貸住宅への入居に制限を受けやすい高齢者、障害者、子育て世帯等(住宅確保要配慮者)の入居を支援するため千葉県と締結した「千葉県あんしん賃貸支援事業実施協定」に基づき、事業の周知及び会員の協力店登録の促進に努め、市町村と連携して住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居・居住支援に協力する。また、同事業推進のため、行政、業界団体等で組織される千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に構成団体として参加協力していく。

[上記①の所管は流通委員会]

② 千葉県外国人学生住居アドバイザー事業の協力

千葉県が実施している千葉県外国人学生住居アドバイザー事業に協力し、外国人学生の賃貸住宅の提供及び助言により住居を確保する住居アドバイザーの推薦を行う。

③ 公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議支援協力

県内の不動産業界における暴力団排除に向けた運動を展開するため、暴力団対策法第31条の規定により千葉県公安委員会の指定を受けた公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の活動を支援するとともに緊密な連携に努め、啓蒙活動を推進する。

[上記②③の所管は総務委員会]

④ 空き家対策に関する業務

空き家に対する行政と連携した事例の調査・研究及び空き家の有効活用に向けた取り組みについて検討する。

[上記④の所管は空き家対策特別委員会]

3. 適正な宅地建物取引業の確保及び啓発に関する事業（継3）

(1) 宅建業者指導事業

事務所調査規程に基づき、全会員を対象とした事務所整備状況等の定期調査を実施し、調査において改善を要すると認めた会員に対し必要な指導・助言を行っていく。実施にあたり必要に応じ報告書等の見直しを行う。

(2) 公正な取引推進事業

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会（公取協）と連携し、不動産の表示に関する公正競争規約の普及と順守励行を図るため以下の事業を行う。

- ① 公正競争規約の配布、研修会による説明、広報誌への違反事例掲載等により、不動産広告の適正化に努める。
- ② 新入会員に対し、公正競争規約関連の研修を行うほか、「公正競争規約加盟事業者」である旨のステッカーを配布し掲示を推進する。
- ③ 公取協に協力し、必要に応じ不動産広告の実態調査を行うほか、公正競争規約違反者に対しては、事情を聴取し必要な指導を行い再発防止に努める。

(3) 一般研修事業

宅地建物取引業法第64条の6で定められた研修（法定研修）は、宅建業者として必要な知識及び能力の向上を図ることを目的とし、保証協会との共催により実施する。研修対象は宅地建物取引業に従事する者及び従事しようとする者とし、ホームページ等を活用して周知する。県内を8会場に分けて2回（6時間以上）実施する。また、支部においても研修規程に基づいた宅地建物取引に関する研修を実施する。

(4) 新規免許取得者研修事業

新規免許業者を対象とした法定研修を保証協会と共に実施する。主な内容は、宅地建物取引業法違反の実例や不動産広告の適正表示に関する研修とする。

(5) 一般消費者への啓蒙事業

消費者の不動産取引に関する基礎教育をテーマに、本会及び千葉県、明海大学、他団体連携による千葉県不動産取引研究会を組織し、消費者啓発のための講習会を県内各地で実施する。

〔上記(1)～(5)の所管は綱紀研修委員会〕

(6) 不動産取引に関する情報提供事業

安全な不動産取引の普及啓発を図るため、不動産関連法令等の改正、税制、不動産広告違反事例や取引の紛争事例、トラブル防止の実務情報等を掲載した広報誌「宅建らば」を保証協会と共同で4回発行する。発行した広報誌は、全宅連及び各都道府県協会、千葉県、行政書士会等の県内関係団体、並びに支部を通じ地元市町村へ送付するほか、不動産会館内に備え置き、広く不動産関連情報の発信と協会事業活動の周知を図る。

また、協会ホームページにおいて、会員や消費者に対し、不動産関係法令や不動産取引の知識、関連情報等を掲載し、広く安全な不動産取引の普及啓発のための情報を発信するほか、本会の実施する不動産無料相談所や宅地建物取引士講習、法定研修会に関する案内を行っていく。

〔上記(6)の所管は広報委員会〕

4. 宅地建物取引に関する無料相談事業（継4）

(1) 不動産無料相談事業

① 不動産無料相談所の設置

不動産無料相談所は、保証協会との共同運営により本部及び支部事務所に設置し、不動産に関するさまざまな事柄についての相談業務及び保証協会が行う宅地建物取引業法第64条の5に定める苦情解決申出の受付業務を行う。

② 不動産無料相談

本部において毎週火曜日と金曜日に専任相談員による不動産無料相談を実施するほか、支部事務所で無料相談を行い、消費者からの相談に対して適切な助言・指導及び専門機関の紹介などを行う。

③ 弁護士による法律相談

弁護士による無料法律相談を本部で月2回（原則第1・第3月曜日）実施するほか、支部で法律相談を実施する。

④ 不動産無料相談所のPR

JR千葉みなと駅に広告看板を掲示し無料相談所を周知するとともに、ホームページにおいて無料相談所の目的、不動産無料相談や法律相談の日時等を明示し、広く一般に利用機会を公開する。

⑤ 関係機関との連絡調整

相談業務に関する情報交換等のため、保証協会千葉本部の苦情解決・研修業務委員会と連携し、千葉県ほか関係機関との情報交換を隨時行い、紛争の未然防止に努める。

(2) 相談員派遣事業

千葉県が開設する「不動産取引事前相談」（毎週月曜日）に相談員を派遣し、相談者への助言等を行い紛争の未然防止に努める。また、支部より自治体等の相談窓口に相談員を派遣し、消費者からの相談に応じる。

(3) 相談員研修事業

相談業務体制の充実・強化のため、支部相談員等を対象とする研修を保証協会千葉本部と共に催により実施する。

[上記(1)～(3)の所管は無料相談業務委員会]

5. 宅地建物取引士証の交付事務及び宅地建物取引士の資質向上並びに会員啓発に関する事業

(1) 宅地建物取引士講習の実施

宅地建物取引業法第22条の2に定める知事が指定する宅地建物取引士証の交付のための講習（法定講習）を下記のとおり実施する。なお、講習会の運営にあたっては受講者の利

便性向上、執務体制の合理化等を適宜行い、適切かつ確実に実施する。

講習の科目及び時間	建設省告示第1798号による
講習を実施する場所	千葉県不動産会館 3階(千葉市中央区中央港1-17-3) 松戸商工会議所会館5階(松戸市松戸1879-1)
講習を実施する日	a. 千葉県不動産会館会場 平成29年 4月 5日 4月 28日 5月 10日 5月 23日 6月 14日 6月 29日 7月 26日 8月 9日 8月 24日 9月 6日 10月 18日 11月 1日 11月 28日 12月 6日 12月 22日 平成30年 1月 10日 1月 19日 1月 29日 2月 7日 2月 20日 3月 15日 3月 28日
	b. 松戸商工会議所会館会場 平成29年 7月 11月 平成30年 3月 計25回
受講予定者数	3,600名

(2) 宅地建物取引士証交付事務の実施

千葉県との事務委託契約に基づき、千葉県登録者の宅地建物取引士証の交付事務を行う。
〔上記(1)(2)の所管は取引士講習委員会〕

(3) 会員啓発に関する事業

① 従業者教育研修資格制度の普及、受講促進

不動産業に従事する者に対する適正な取引実務知識に係る幅広い知識の習得を目的として全宅連が実施する「不動産キャリアパーソン講座」の履修を新入会員に義務付けるとともに、本制度の普及啓発のため既存会員の受講促進に努める。

〔上記(3)の所管は綱紀研修委員会〕

6. 会員及びその従業者の業務支援並びに福利厚生に関する事業

(1) 会員及び従業者の業務支援事業

① 全国賃貸不動産管理業協会の協力

全宅連と連携し、賃貸不動産管理業に関する各種研修や業務支援を行う一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会(全宅管理)の加入促進を図るとともに会員研修会の開催に協力する。

② 関連団体等との協定等に基づいた会員収益のための業務

千葉県住宅供給公社をはじめとする関係団体との各提携業務に基づき、あっせんを依頼された売買物件及び賃貸物件の情報を会員に提供し利用促進に努める。

③ 中小企業分野確保への対応

全宅連との緊密な協力のもと、大企業等の他業種による不動産業の業域を不当に侵すことがないよう情報収集等に努める。

[上記①～③の所管は流通委員会]

④ 広報誌発行業務

協会本部・支部の事業活動報告や不動産関連の幅広い情報を会員に周知するため、広報誌「宅建ちば」を発行する。掲載内容は随時見直しを行い、紙面の充実を図る。

⑤ 協会ホームページ業務

不動産関連情報や協会からのお知らせなど速報性の高い情報をホームページに掲載するほか、会員向けに協会版契約書等の各種書式のダウンロードサービスを行う。また、「会員紹介ページ」をはじめとする各コンテンツの円滑な運用・充実に努める。

⑥ その他広報業務

消費者向けに新聞広告や各種媒体を活用して、シンボルマークであるハトマークのほか、創立50周年を記念して誕生した本会のマスコットキャラクター「なのハット」を浸透させるとともに協会事業活動のPRを行う。

- ・引き続き、千葉都市モノレール県庁前駅への看板広告を行う。
- ・ホームページの検索順位を上位づけるSEO対策等有効な広報事業を実施する。
- ・会員店舗掲示用として年賀ポスター やカレンダー等を作成し全会員へ配付する。

[上記④～⑥の所管は広報委員会]

⑦ 会員支援団体との連携

本会の会員及びその従業員への支援を目的として設立した一般財団法人千葉宅建支援センターと連携して、各種会員支援業務の利用促進に努める。

⑧ 会員業務に関する各種制度のPR、加入促進等

- ・全宅住宅ローンの利用
- ・宅地建物取引士賠償責任補償制度への加入
- ・提携大学推薦入学制度(明海大学、宇都宮共和国大学)

[上記⑦⑧の所管は総務委員会]

(2) 会員及び従業者の相互理解のための行事及び福利厚生に関する事業

① 会員の慶弔及び見舞に関する業務

会員に対し「弔慰金及び見舞金等に関する規程」に基づいて、弔慰金及び見舞金等を贈る。

② 会員の福祉共済に関する業務

会員及び従業員の福祉増進のための各種共済制度の調査研究を行う。また、現在、実施している各種共済制度の加入手続き等を行うとともに、協会ホームページやリーフレ

ット等の配布により加入促進を図る。

- ③ 会員相互の親睦のための行事の立案、実施及び会員の福利厚生に関する業務
 - a. 宅建ゴルフ大会を企画実施する。
 - b. 会員の福利厚生に関する企業提携について検討を行う。

[上記(2)の所管は厚生委員会]

7. 宅地建物取引業の進歩改善のための調査研究に関する事業(継3)

(1) 関係法令に関する調査研究

宅地建物取引業法やその他関係法令の新設や改正動向等に関する情報の収集を行い、不動産取引の適正化を図るため、その対応について調査研究を行い会員に周知していく。協会策定書式については、法令に対応した書式となるよう適宜改正を行っていく。

(2) 不動産業務に関する調査研究

不動産業をめぐる環境の変化に対応し、消費者保護を前提とした会員の事業環境の課題や各支部における緊急を要する要望事項など各地域の懸案事項を把握し、必要に応じて専門的なプロジェクトチームを結成するなど、不動産取引に関する諸問題の調査研究を行う。調査研究の結果は、政策提言活動の実施に向け活用していく。

[上記(1)(2)の所管は総務委員会]

8. 関係官庁及び諸団体等に対する建議献策に関する事業(継3)

不動産取引に係る各種税制及び政策問題に対応するため、公正かつ自由な経済活動の促進及びその活性化による国民生活の安定向上、国土の健全な利用・整備の推進等の観点から、全宅連と連携し土地住宅税制改正及び土地住宅政策に関する要望活動を推進し、実現に向け関係方面へ働きかけを行う。

[税制関係]

(1) 消費税引き上げへの対応

消費税率の引き上げを住宅にそのまま適用することは、国民生活の基本要素である住宅取得等を阻害することとなるため、住宅取得に係る軽減税率導入等の実現に向けた提言を行う。また、資産課税強化の流れのなかで、長期的な土地住宅税制のあるべき方向性等について提言等を行う。

(2) 各種税制特例措置の適用期限の延長等への対応

不動産流通関連の各種税制特例措置の延長に係る要望活動を実施する。

<主な時限措置>

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 新築住宅の固定資産税の減額措置 | … 平成30年3月31日 |
| ② 新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置 | … 平成30年3月31日 |

- ③ 住宅用土地に係る不動産取得税の特例 … 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置 … 平成 30 年 3 月 31 日
- ⑤ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例措置 … 平成 30 年 3 月 31 日
- ⑥ 買取再販の住宅用家屋における登録免許税の軽減措置 … 平成 30 年 3 月 31 日
- ⑦ 特定の居住用財産の買換え特例 … 平成 29 年 12 月 31 日
- ⑧ 居住用財産の買換えにかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 … 平成 29 年 12 月 31 日
- ⑨ 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 … 平成 29 年 12 月 31 日
- ⑩ 特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得の特別控除 … 平成 29 年 12 月 31 日
- ⑪ 土地に係る固定資産税の課税標準の負担調整措置 … 平成 30 年 3 月 31 日
- ⑫ 不動産の譲渡に係る印紙税の軽減措置 … 平成 30 年 3 月 31 日
- ⑬ 住宅の耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置 … 平成 30 年 3 月 31 日等

[政策関係]

不動産流通の促進及び不動産の取引上弊害となっている各種制度の国民生活の安定、健全な国土の利用、地域社会の発展を図る観点から、制度改善に係る提言を行う。

(1) 既存住宅市場の環境整備及び流通活性化等への対応

良質な既存住宅を安全・安心して取引できる市場環境の整備及び流通活性化を促進するため、既存住宅インスペクション、既存住宅瑕疵保険、住宅履歴情報制度の活用促進、空き家の有効活用の推進等、良質な住宅ストック市場の環境整備・流通活性化等に対して提言等諸施策を行う。

(2) 民法及び宅建業法改正等への対応

改正が予定されている民法（債権法）について、消費者保護や適正な宅地建物取引実現のための実務対応等を精査するとともに、宅建業法や消費者契約法の改正等についても、内容の正確な把握と的確な対応策等について検討を行うとともに、改正内容の周知等に努める。

(3) 消費者保護のための賃貸不動産管理の適正化に向けた対応

消費者保護及び賃貸市場の適正化並びに賃貸不動産管理の質の向上による賃貸不動産管理業の適正化を図る観点から、全宅連と連携し必要な施策について提言を行う。

(4) 反社会的勢力排除等に係る取り組み

不動産取引に関し反社会的勢力が関与しない安全・安心な取引の実現に向け、警察庁及び国土交通省等と連携しつつ業界各団体と共同して、反社会的勢力排除のための各活動を

行うほか、犯罪収益移転防止法の改正によるマネーロンダリング規制の強化等に的確に対応していく。

(5) 各種制度改善等に係る提言活動

- ① 各種土地利用規制（都市計画法、農地法等）の運用改善等
- ② 借地借家制度の改善等
- ③ 大規模災害時等における被災者の住まい確保策等
- ④ その他

[上記事業の所管は総務委員会]

9. 地域社会の健全な発展を支援する事業

地域行政や警察等と連携した安全・安心な環境づくりや地域の発展に貢献するための地域活動に支援協力する事業を実施する。

(1) 防犯関係

- ① ひとり暮らしの女性防犯活動
- ② こども 110 番の協力店普及活動
- ③ 防犯パトロール等地域安全活動
- ④ 反社会的勢力排除活動
- ⑤ その他防犯に関する行政や関係団体との協力

(2) 地域振興活動、行政機関との連携

- ① 関係行政機関等との連携協力
- ② 地域住民を対象とした講習会等の実施
- ③ 市民祭り等地域イベントへの参加
- ④ その他各地域貢献活動

[上記(1)(2)の所管は総務委員会]

10. その他この会の目的を達成するために必要な事業

(1) 宅地建物取引士資格試験事務の実施

本会は、千葉県知事の推薦により平成 29 年度から一般財団法人不動産適正取引推進機構の委託を受け、宅地建物取引士資格試験の協力機関となった。宅建試験の実施にあたっては、これまでの経験を踏まえ宅建業法に定める試験事務規程に基づき、受験申込受付はじめとする宅建試験に関する各種業務を適正かつ確実に実施するとともに、試験当日業務の円滑化のため、試験監督員・本部員を対象とした説明会等の開催により試験業務の的確な実施に努める。

[上記(1)の所管は宅建試験運営委員会]

(2) 受託事業

① 千葉県不動産コンサルティング協議会の協力

不動産コンサルティング技能試験・登録制度の普及促進のため、千葉県不動産コンサルティング協議会が行う公認 不動産コンサルティングマスター等に対する研修業務に協力していく。

(3) 会議室貸出に関する事業

各種団体等の会議・研修会へ会館を提供し、有効活用に努める。

[上記(2)～(3)の所管は総務委員会]

(4) システム構築のための調査研究

独自の流通システム構築のための情報収集及び調査研究を行う。

[上記(4)の所管は流通委員会]

11. 法人管理

(1) 入会

① 入会審査

入会審査基準に基づき入会の適否について審査を行う。

② 入会促進

- a. 入会案内パンフレット及び独立開業者向けリーフレットを本部・支部窓口のほか千葉県庁建設・不動産業課申請窓口に備え置き入会促進に努める。
- b. 協会ホームページの開業者向けページに、入会案内を掲載して開業までの流れや入会のメリットなどを詳しく掲載するほか、開業希望者からのメールによる資料請求に応じ新規入会者の確保に努める。
- c. 業務運営の参考とするため、入会申込者に対するアンケートを実施する。
- d. 優良な法務局供託業者の入会を促進する。
- e. 会員等を通じ開業予定者に対する加入促進を行う。
- f. 宅建業の開業希望者を対象とした開業支援セミナーの開催により加入促進に努める。

[上記(1)の所管は入会審査委員会]

(2) 総務

① 特別委員会の設置、その他会務運営の企画立案

- a. 会務運営の企画立案及び平成30年度事業計画案を策定する。
- b. 役員の任期満了に(平成30年)に伴い選挙規則に基づき選挙管理委員会を設置する。

② 表彰規程に関する事項

- a. 定時総会時表彰を実施する。

b. 国及び千葉県へ表彰推薦候補者を推薦する。

③ 千葉県不動産会館の管理運営に関する事項

不動産会館の保守管理を行うとともに平成30年度実施予定の大規模修繕に備える。

④ その他定款施行細則に定める所管業務並びに法人管理業務の実施

a. 新会員管理システムの運用・管理を行う。

b. 協会策定契約書の改訂等を行う。

c. 公益法人制度に関する研修会を実施する。

[上記(2)の所管は総務委員会]

(3) 財務

① 決算に関する事項

a. 本支部会計合算手続き等の決算内部手続きを行い、平成29年度の決算を実施する。

b. 公益目的支出計画実施報告書等を作成し、行政庁に提出する。

② 予算に関する事項

a. 平成29年度予算に基づき、適正な執行と円滑な会計処理を実施する。

b. 平成30年度予算案を策定する。

c. 平成30年度支部交付金についての検討を行う。

③ 監査に関する事項

a. 期末監査会を4月、中間監査会を10月に実施する。

b. 支部監査を実施する。

④ 会計処理の指導

a. 顧問公認会計士による指導を受け、適正な会計処理を実施する。

b. 支部会計処理について相談及び指導を実施する。

⑤ 会費徴収に関する事項

口座振替、その他会費徴収に関する業務及び納入管理を行う。

⑥ 関係諸規程に定められた所管業務の実施

定款、定款施行細則で定められた委員会業務及び金銭出納のほか、経理規程、経理事務規則並びに固定資産管理規則で定められた所管業務を実施する。

[上記(3)の所管は財務委員会]